



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年4月18日火曜日 第2866号

## ◇ 目 次 ◇

地域総合整備資金貸付事務の委託.....	(地域政策課) ...	288
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	288
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	288
公共測量の終了の通知(2件).....	(道路維持課) ...	288
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	288
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	( " ) ...	288
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	289
土地改良区の管理規程の変更の認可(8件).....	(南予地方局八幡浜支局農村整備第一課) ...	289

## 告 示

### ○愛媛県告示第446号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、地域総合整備資金の貸付けに係る定期の償還金の徴収事務並びに定期の償還金以外の償還金及び遅延利息の収納事務を平成29年3月9日一般財団法人地域総合整備財団に委託した。

平成29年4月18日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第447号

平成29年3月14日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年4月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	松山市八反地甲1401番地1ほか4筆	3,552

#### 2 認可年月日

平成29年4月10日

### ○愛媛県告示第448号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年4月18日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年4月18日から5月1日まで

### ○愛媛県告示第449号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(数値地形図データ修正 地図情報レベル2500、写真地図画像作成 地図情報レベル2500)
- 作業期間 平成28年9月24日から平成29年3月24日まで
- 作業地域 重信川流域

### ○愛媛県告示第450号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(3級基準点)
- 作業期間 平成29年3月1日から31日まで
- 作業地域 新居浜市萩生

### ○愛媛県告示第451号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月18日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

### ○愛媛県告示第452号

新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年4月18日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市洪水土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 新居浜市洪水土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成29年 4月19日から 5月19日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第453号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第8241号	平成24年5月26日	亀井鐵鋼(株)	亀井 文雄	松山市竹原3-20-14	平成29年3月7日	とび・土工工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-28)第420号	平成28年11月30日	(株)松本組	松本 東	松山市道後樋又4-26	平成29年3月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般-24)第9424号	平成24年4月11日	中屋建設	中屋 行則	松山市下伊台町乙52-6	平成29年3月10日	大土工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-25)第13624号	平成25年9月30日	(株)ケイ・アール総合企画	田中 典	松山市八反地甲1682	平成29年3月17日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第16106号	平成24年5月16日	セイワコンサルタント(株)	阿部 哲一	松山市朝生田町5-5-15	平成29年3月30日	建築工事業、大土工事業 左官工事業、造園工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、八幡浜市土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までには毎秒1,704立方メートル、4月1日から6月30日までには毎秒2,451立方メートル、7月1日から

9月30日までには毎秒2,887立方メートル、10月1日から12月31日までには毎秒1,523立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 流田川及びビヤクビ川の自流分を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の气象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係
  - 天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係
  - 水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、保内町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。

(イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。

(ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒1,704立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒2,451立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒2,887立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒1,523立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。

(イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。

(ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

(ア) 流田川及びビャクビ川の自分流を放流するため必要があるとき。

(イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

(ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。

(エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方气象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の气象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

(ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必

要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(ア) 気象関係

天気、気温、降雨量

(イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果

(イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量

(オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、伊方町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年4月18日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

(ア) 水位が満水位をこえるとき。

(イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。

(ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日

までにあつては毎秒1,704立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒2,451立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒2,887立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒1,523立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) かんがい用水及び水道用水を取水が必要があるとき。

(イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。

(ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

(ア) 流田川及びビヤクビ川の自流分を放流するため必要があるとき。

(イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

(ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。

(エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

(ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期

的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

### ○愛媛県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、伊方町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附属施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年4月18日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

#### 1 貯水、放水又は取水に関する事項

##### (1) 貯水に関する事項

- ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。
- イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

##### (2) 放水に関する事項

- ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。
  - (ア) 水位が満水位をこえるとき。
  - (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
  - (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

##### (3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒0.832立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒0.83立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒0.832立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒0.831立方メートルとする。

#### 2 その他管理規程に記載されている事項

##### (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を

行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 伊方新川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

##### (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、伊方町、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

##### (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、

開度及び取水量又は放流量

(オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、瀬戸町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒1,704立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒2,451立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒2,887立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒1,523立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

(ア) 流田川及びビャクビ川の自分流を放流するため必要があ

るとき。

(イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

(ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。

(エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の気象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

(ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めるときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果

(イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量

(オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、瀬戸町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量は、1月1日から3月31日までには毎秒0.832立方メートル、4月1日から6月30日までには毎秒0.83立方メートル、7月1日から9月30日までには毎秒0.832立方メートル、10月1日から12月31日までには毎秒0.831立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 伊方新川の自流分を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の気象台、伊方町、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

(ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、三崎町土地改良区の布喜川調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高95.0メートル、低水位は標高86.3メートルとする。

イ かんがい用水のための利用は、標高95.0メートルから標高86.3メートルまでの容量のうち、150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、八幡浜市、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水量及び伊方調整池への最大注水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒1.704立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒2.451立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒2.887立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒1.523立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 流田川及びビャクビ川の自流分を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から八幡浜地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の气象台、八幡浜市、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、

整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県八幡浜市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、三崎町土地改良区の伊方調整池（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

- ア 調整池の満水位は標高44.0メートル、低水位は標高34.0メートルとする。
- イ かんがい用水のための利用は、標高44.0メートルから標高34.0メートルまでの容量のうち、89,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

- ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。
- (ア) 水位が満水位をこえるとき。
- (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
- (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、伊方町、八幡浜警察署及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

- ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
- イ かんがい用水及び水道用水のための調整池からの最大取水



量は、1月1日から3月31日までにあつては毎秒0.832立方メートル、4月1日から6月30日までにあつては毎秒0.83立方メートル、7月1日から9月30日までにあつては毎秒0.832立方メートル、10月1日から12月31日までにあつては毎秒0.831立方メートルとする。

## 2 その他管理規程に記載されている事項

### (1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行わなければならない。

イ 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水及び水道用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により、必要があると認められたとき。

ウ 放流管ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (ア) 伊方新川の自分流を放流するため必要があるとき。
- (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
- (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

### (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から伊方地方を対象として暴風雨、大雨警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想される時。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、伊方町、その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他調整池の操作に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西宇和郡伊方町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときは速やかに必要な措置を取らなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

### (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期

的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量、注水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項